

仕 様 書

1 広告を掲出することができる位置及び面積

別添の広告掲出可能箇所に示す範囲内において応募者が希望する位置及び面積

2 広告の規格及び数量

壁面への広告（ポスター等）

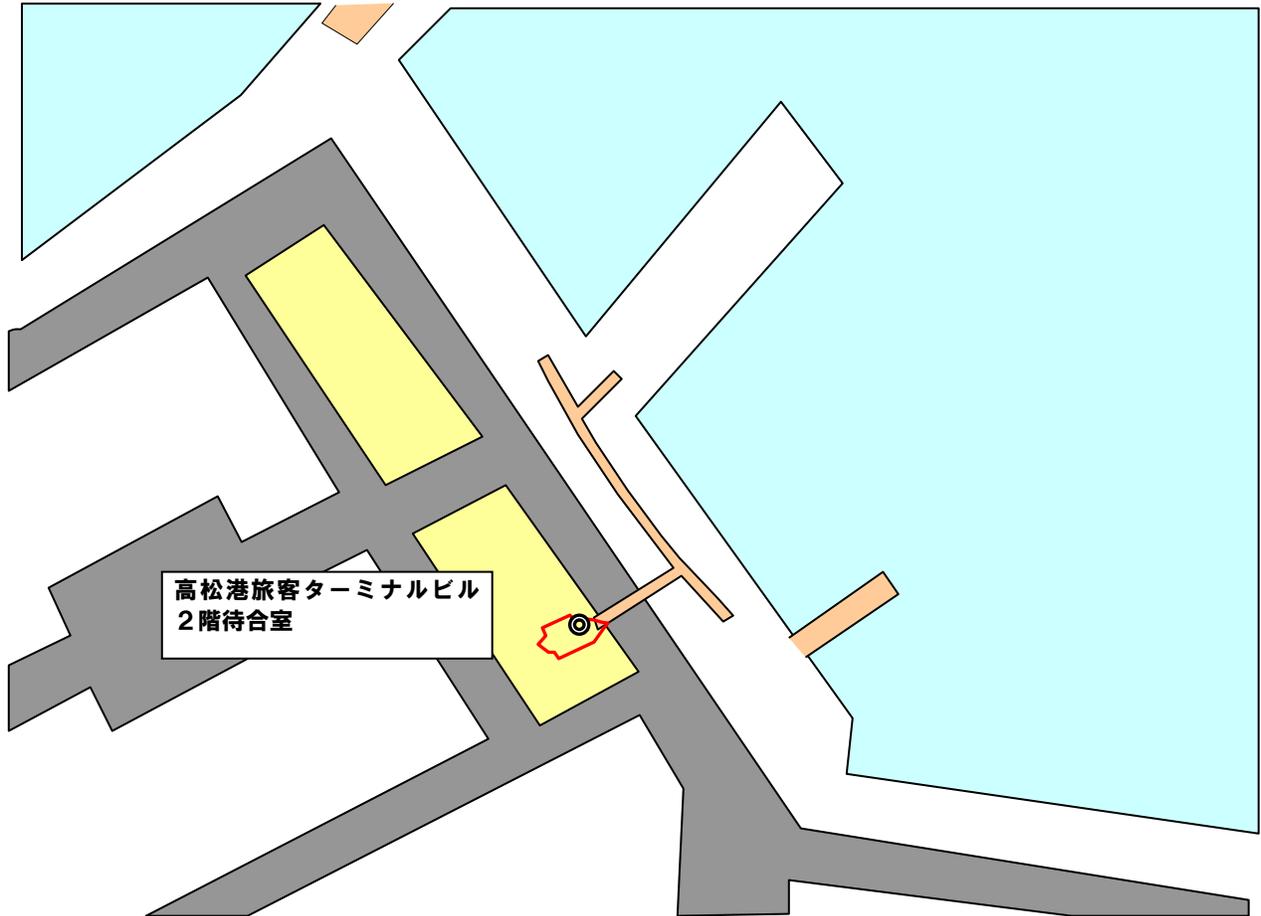
上記1の範囲内において、規格及び数量は特に制限しない。

3 特記事項

- 壁面への広告は、安全が確保される状態で壁面に固定すること。
- 電気を使用して広告効果を高めることはできない。
- 広告の維持管理は広告取扱業者が行うものとする。
- 香川県広告事業実施要綱第4条及び香川県広告事業実施基準第2に定めるもののほか、サンポート地区の運営を阻害すると認められる広告は表示することができない。

高松港旅客ターミナルビル（その1） 広告掲出箇所

○ 高松港旅客ターミナルビル所在図



広告掲出場所：高松港旅客ターミナルビル2階東側入り口から入って左側壁面

○広告掲出場所

高松港旅客ターミナルビル 2階 待合室(その1)



(単位：cm)

